鹿児島県公報

令和4年7月8日(金)第326号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

(森づくり推進課取扱い) 1

(水産振興課取扱い) 1

(道路維持課取扱い) 2

(危機管理課取扱い) 2

ページ

告示

- ○保安林の指定施業要件の変更
- ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
- ○公共測量の実施(2件)
- ○道路の区域の変更
- ○令和4年度自衛官の募集

公 告

○一般競争入札公告(2件)

(管財課取扱い) 3

(監理課取扱い) 2

(会計課取扱い) 6

選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

監査委員公表

○監査結果の報告に係る措置の公表

(選挙管理委員会取扱い) 9

(監査委員事務局取扱い) 10

告示

鹿児島県告示第579号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年7月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南九州市頴娃町郡字中園原10725番 7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第580号

大島郡瀬戸内町古仁屋船津29番地 上原康弘及び大島郡瀬戸内町古仁屋242番地 池田啓男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項

において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、 同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年7月8日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 瀬戸内町区域 (瀬戸内漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主として追込網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第581号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 奄美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年7月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量 (令和4年度平田土地区画整理事業 出来形確認測量)
- 2 作業の期間 令和4年5月20日から令和5年3月10日まで
- 3 作業の地域 奄美市名瀬平田町地内

鹿児島県告示第582号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、 国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が あった。

令和4年7月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の期間 令和4年6月27日から同年10月7日まで
- 3 作業の地域 霧島市福山町福山及び国分敷根の各地内

鹿児島県告示第583号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお,区域を表示した図面は,令和4年7月8日から2週間,鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭	知名	線	大島郡	大島郡知名町大字徳時字バ			前	12.3~14.9	27. 2	
				ネ窪599番1地先から同町			後	12.0 \sim 13.7	27. 2		
				大字徳時字内蔵仁263番11							
				地先ま	で						

鹿児島県告示第584号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により、 令和4年度第3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和4年7月8日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

(1) 男子

自衛官候補生

(2) 女子

自衛官候補生

- 2 募集期間
 - (1) 男子

令和4年7月1日から同年9月5日まで

(2) 女子

令和4年7月1日から同年9月5日まで

- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験 (WEB試験)

令和4年9月17日から同月18日まで

(2) 口述試験及び身体検査 令和4年9月16日から同月23日まで

4 応募年齢

令和5年4月1日において18歳以上 令和5年6月30日において33歳未満の者

- 5 試験場の位置及び名称
 - (1) 筆記試験(WEB試験)

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市東郡元町4番1号	鹿児島第2地方合同庁舎(国)
薩摩川内市平佐一丁目18番地	SSプラザせんだい
鹿屋市白水町1	鹿屋体育大学
霧島市国分中央1-10-2	第一工科大学
曽於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎(国)
鹿児島市鴨池新町6-10	鹿児島県建設センター
南九州市川辺町平山6630	南九州市市民交流センター
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎(国)
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場
薩摩川内市若松町9	(予備:川内市農民会館)
鹿屋市新川町600番地	(予備: 鹿屋商工会議所)
霧島市国分中央 3 - 24 - 16	(予備:ホテル国分荘)

(2) 口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎(国)及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお, 志願票は, 各市町村において交付する。

公告

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。 令和4年7月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量 空間放射線量測定装置(電子式線量計及び可搬型モニタリングポスト) 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 入札説明書による。
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された 者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿児島県告示第416号)第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して,直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

 (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先 鹿児島県出納局管財課調達係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話番号 099-286-3828 ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年7月8日から同月22日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所 鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)。

(4) 入札書の提出期限

令和4年8月24日午前10時30分(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに 必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年8月24日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限 (2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札書の提出期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは,入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方 公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約 を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を 提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれが ないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契 約保証金の納付が免除される。

なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が,契約保証金以上の金額につき,保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し,当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入

札

- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会(以下「議会」という。)の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後,議会の議決までの間に,落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は,契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3828

ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 15 SLIMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Environmental Radiation Monitor (Electronic Dosimeter and Portable Monitoring Post):1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

10:30 a.m. 24 August 2022

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3828

FAX 099 - 286 - 5643

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和4年7月8日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量総合事件管理システムの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和5年2月28日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約 は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。)第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等にあってはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・ 処理の役務にあっては役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法,時期,場所等 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは,次に掲げるところにより,資格 審査要綱に基づく知事の資格審査を受け,入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して,直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先 鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年7月8日から同年8月5日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお,受付期間の終了後も随時受け付けるが,この場合には入札参加資格審査が入札に 間に合わないことがある。

- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

(5)のアに(5)のイへ持参し、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しく は信書便により送付すること。

(3) 郵送による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(4) 郵送による入札書の提出期限

令和4年9月12日午後5時15分必着

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年9月13日午前10時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室(警察本部庁舎3階)

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (ア) 交付場所 (3)に同じ。
- (イ) 交付期限 令和4年7月29日午後5時15分
- 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)及び(6)のイの(4)に同じ。

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

- 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説 明書に定める期限までに納付すること。ただし,入札に参加しようとする者が,入札保証 金以上の金額につき、保険会社との間に県(鹿児島県警察本部長)を被保険者とする入札 保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保 証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に 定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、 保険会社との間に県(鹿児島県警察本部長)を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、 当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。 なお, 契約保証金は, 契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又 は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入 札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認 めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110 (内線2232)

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED: Incident management system:1set
 - (2) DELIVERY PERIOD:

As shown in the specification book

(3) DELIVERY PLACE:

As shown in the specification book

(4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:

5:15 p.m. 12 September 2022

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099 - 206 - 0110 (ext.2232)

FAX 099 - 206 - 5560

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,令和4年6月17日鹿児島県選挙管理委員会告示第31号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は,廃止する。

令和4年7月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右	欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦			26, 798
課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関			
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に要			
する選挙権を有する者の総数の50分の1の数			
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に			
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者			
の総数の50分の1の数			

地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求 の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超 える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と を合算して得た数 地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職 の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有 する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超 267, 484

地方目治法第80条第1頃に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数,その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

	鹿児島市・鹿児島郡区	150, 312
	鹿屋市・垂水市区	31, 569
	枕崎市区	5,710
	阿久根市・出水郡区	8, 326
	出水市区	14, 447
	指宿市区	11,059
	西之表市・熊毛郡区	11, 190
	薩摩川内市区	25, 762
	日置市区	13, 165
	曽於市区	9, 703
	霧島市・姶良郡区	36, 807
	いちき串木野市区	7,638
ļ	南さつま市区	9, 308
ļ	志布志市・曽於郡区	11, 789
	奄美市区	13, 383
	南九州市区	9, 494
	伊佐市区	7,002
	姶良市区	21, 382
	薩摩郡区	5,632
	肝属郡区	9,836
	大島郡区	16, 140
ĺ		267 484

地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求 の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超 える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と を合算して得た数

地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理委員,監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第 1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の 請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万 を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分 の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た 数とを合算して得た数 267, 484

監査委員公表

監査委員公表第7号

令和4年3月25日付け監査第202号の監査結果に基づき,令和4年5月18日付け財第22号で 鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので,地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和4年7月8日

鹿児島県監査委員地頭所恵同大薗 豊同山田国治同上山貞茂

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講じた措置の内容
土木部	鹿児島県住宅供給公社	経営健全化計画に取り 組んでいるが、債務超過 額が更に増大している。 (債務超過額27億6,487 万余円) (鹿児島県住宅供給公 社出資金) (鹿児島県住宅供給公 社経営健全化資金貸 付金) (鹿児島県住宅供給公 社に対金」 (鹿児島県住宅供給別 (鹿児島県住宅供給別 (鹿児島県住宅供給別 (鹿児島県住宅供給別	1 県の強化 原児島県住宅供給の健全化の分譲促 選等をという。 2 当該団体の講にといるにより、 のは、 をはいり、 をでいり、